

教員養成課程におけるスクールソーシャルワーク論の展開[†]

長谷川万由美*
宇都宮大学教育学部*

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第4号 別刷

2018年2月28日

教員養成課程におけるスクールソーシャルワーク論の展開[†]

長谷川万由美*

宇都宮大学教育学部*

子どもが抱える問題が複雑化し、家庭への介入や家庭・地域との連携がますます必要となってきた。とくに近年の貧困、虐待、育児放棄などに対して教育とは別の専門的な視点から学校と家庭を効果的につないでいく介入が必要とされている。そのような役割を担う専門職としてスクールソーシャルワーカーの活用が取り込まれてきている。筆者は、教員養成課程でスクールソーシャルワーク論を開設し、将来、教員となる学生が教員としてスクールソーシャルワーカーとの連携に必要な知識と連携の技術を身につけられるよう授業を展開した。

キーワード：スクールソーシャルワーク、多職種連携

1. スクールソーシャルワークとは

(1) ソーシャルワークの定義

ソーシャルワークを基盤として働く専門職であるソーシャルワーカーの職能団体の国際的な連合組織である国際ソーシャルワーカー連盟 (International Federation of Social Workers, IFSW) では、2000年にソーシャルワーク及びソーシャルワーカーについて以下の定義を採択している。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。(国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義、下線は筆者による)」¹

日本のソーシャルワークの国家資格である社会福祉士の職能団体、日本社会福祉士会の倫理綱領もこのIFSWの定義に沿っている。ソーシャルワークは課題となる人やその環境それぞれに係るだけでなく、人と環境が相互に影響し合う接点に介入すると

いう点の特徴となっている。

(2) スクールソーシャルワークの定義

このようなソーシャルワークをベースとしたスクールソーシャルワークはどのように定義できるのだろうか。文部科学省の生徒指導提要では「スクールソーシャルワーカーは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家」と定義している (p.128)。門田 (2002,22)はスクールソーシャルワークを「学校ソーシャルワークは、「種々な要因によって、児童生徒が教育を受ける権利や機会が社会的に不公正な状況におかれている場合、そのような状況を速やかに改善していくこと」を目的した専門的援助活動である。」と定義しているが、あえてその定義の中には学校を入れていない。ソーシャルワークは特定の場所に閉じるものではなく、あくまでも子どもの最善の利益のために、場を問わずに援助していくものであるから、これら定義にあるようにむしろ学校を超えてソーシャルワークを行うものと理解する必要がある。

日本ではスクールソーシャルワークという名称が文部科学省の活用事業で採用されているように、一

[†] Mayumi HASEGAWA*: Lecture on "School Social Work" in teacher training course

Keywords: school social work

* School of Education, Utsunomiya University
(連絡先: mayumit@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

¹ 国際ソーシャルワーカー連盟サイト (<https://isfw.org>) より (2017.10.1 確認)

一般的になってきているが、門田（2010, 18）も指摘しているように、国により、呼び方も定義も様ではない。英語圏でも必ずしも名称が統一されているわけではなく、スクールソーシャルワーカーと同等の仕事を行う職種を、イギリスではeducation welfare officer、ニュージーランドではsocial worker in schoolsなどと呼んでいる。これは単に職業としての発展の違いだけではなく、その国の学校、スクールの教育文化を踏まえての多様性と捉える必要がある。従って、その国ごとの、その学校ごとの教育文化、学校文化を踏まえて、子どもの最善の利益を前提として、子どもの人権を守るソーシャルワークを学校と連携しながら行うのがスクールソーシャルワークと考えることができるだろう。

2. 日本におけるスクールソーシャルワーク

(1) 文部科学省による活用事業

前項では、スクールソーシャルワークの定義について考察したが、次に日本でのスクールソーシャルワークの展開について整理する。

文部科学省による本格的なスクールソーシャルワーカーの導入は2008（平成20）年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業」からである。スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領（平成25年4月1日、初等中等教育局長決定）では、事業の趣旨は「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。」ことであり、その実施主体は都道府県・指定都市・中核市（間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。）とされている。

スクールソーシャルワーカーの職務としては「①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動」とされている。またスクールソーシャルワーカーは「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者

又は活動経験の実績等がある者」も可能としている。

(2) スクールソーシャルワーカー活用の現状

次に、実際にスクールソーシャルワーカーが学校現場でどのように活用されているのかを栃木県を例として整理しておく。栃木県では、栃木県教育振興基本計画2020（教育ビジョンとちぎ）の中の基本目標「学びの基盤を作る」の基本施策「豊かな心を育む教育の充実」として、また基本施策推進のための教育環境作りの「学校の指導体制の整備」の一環としてスクールソーシャルワークが位置づけられている。また「心の教育」総合推進施策体系の中では、学校教育相談体制の充実・強化として、スクールカウンセラー等活用事業、学校生活適応支援員（学校相談員、生徒指導推進協力員）の派遣などと並んでスクールソーシャルワーカー活用事業が位置づけられ、活用ガイドブックが作成されている。

相談内容としては、家庭友人がもっとも多く全体の約1/4で、ついで不登校（22.6%）、発達障害（10.2%）などとなっている。その他、表1にあるように貧困やいじめなど現在の学校で対応が喫緊となっている課題に対して教員と協働しながらスクールソーシャルワーカーも多く対応していることがわかる。また実際の活用の状況として年間ののべ対応回数が2013年度には289回だったところが、2014年度には613回、2015年度には829回と対応回数は増えてきている。

表1 相談内容（2015年度）

家庭友人	24.9%	暴力行為	3.6%
不登校	22.6%	いじめ	3.2%
発達障害	10.2%	学習遅滞	3.2%
指導体制	6.3%	非行一般	2.8%
貧困問題	5.9%	性逸脱	0.8%
情緒不安	5.7%	その他	5.6%
集団不適応	5.3%		

出典：栃木県教育委員会（2017）『スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック』p.3より

3. スクールソーシャルワーク論の展開

(1) 授業の意図と構成

今後、ますます必要となるであろうスクールソーシャルワーカーと教員の協働をスムーズに進めるために、教員養成課程からスクールソーシャルワークへの理解を深めることが大事ではないかとの考えから、筆者は2017年度より、教科または教職に関す

る科目としてスクールソーシャルワーク論を開講した。2017年度は初めての開講であったが、①スクールソーシャルワークが必要とされている現代的な教育課題とその対応、②スクールソーシャルワークのベースとなるソーシャルワーク、③子どもの問題への多職種協働での関わり方の三点の理解を深めることを目標として授業内容を設定した。また机上の学習だけでなく、できる限り具体的な援助の現場に触れることでスクールソーシャルワークが必要とされる状況の理解を促進することを心がけた。以下に、目標とする三点に沿って授業内容を振り返る。なお今回の授業では教科書として『よくわかるスクールソーシャルワーク[第2版]』（山野他編、2016年、ミネルヴァ書房）を使用した。文中でテキストとあるのはこの本を指す。

①スクールソーシャルワークが必要とされている現代的な教育課題とその対応

テキストの該当部分を授業で概説した後、三回にわたり、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称ポラリス★とちぎ）（以下、ポラリス★とちぎとする）の運営を受託している一般社団法人栃木県若年者支援機構代表の中野氏をゲストスピーカーとして、実際の支援の現場を見学するなどして子どもに係るソーシャルワークが必要となっている現状とその対応を学ぶ内容とした。栃木県若年者支援機構（以下、支援機構とする）は1994年に県から地域若者サポートステーション事業を受託したことをきっかけとして、本格的に若者の就労支援を行うようになり、現在では、自主事業として「子ども・若者を応援する学習塾（ANDANTE）」、「昭和こども食堂」小学生～高校生、中卒者、中退者で様々な要因により学校での学習の機会が得られず、改めて学びなおしの機会を希望する方を対象に勉強を教える「学びなおし教室・寺子屋」、働きたいのになかなか働くことのできない若者たちの働く機会と環境を作り、企業や地域の皆さまと一緒に若者を育む「しごとや」など様々な子ども・若者支援の活動を行っている²。また、2014年10月からはポラリス★とちぎを県より受託して運営している。ポラリス★とちぎは、ひきこもり、ニート、不登校など社

会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の相談を受け付け、様々な関係機関と連携して課題の解決を図る県の総合相談窓口で本人や家族等からの相談に応じている。このように支援機構は広く子どもや若者の現代的な教育課題の解決に取り組んでいる団体である。

授業では、まず支援機構代表の中野氏から支援機構の組織や取り組んでいる活動及びそのような活動が必要となっている背景についての講義を受け、市内で開催している不登校の子どもなども利用している「寺子屋」で子どもたちが学んでいる様子を見学させて頂いた。さらに実際にあった事例をアレンジしたケースの支援方針についてグループに分かれて検討を行い、中野氏よりグループワークの発表に関して、現場の実情を踏まえたコメントをいただいた。

②スクールソーシャルワークのベースとなるソーシャルワーク

ソーシャルワークの理解についてはテキストに沿ってソーシャルワークワークの理念や展開の技術などについて講義した。NHKのテレビドラマ「サイレント・プア」第6回「小さなSOS」を視聴して、その回のテーマとなっている外国につながるのある子どもとその親の支援、地域と学校の連携、コミュニティソーシャルワーカーの機能などについて学んだ³。また、ドラマのストーリーからわかる範囲でのケースの見立てと支援の方針をグループで話し合うなどしてソーシャルワークについての理解を深めてもらうようにした。

③子どもの問題への多職種協働での関わり方

子どもの問題へ多職種で協働で関わることを具体的に学ぶために、栃木県の『スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック』に掲載されているスクールソーシャルワーカーの活用事例の登場人物となって、学生がロールプレイとして模擬ケース会議を行った。

³ サイレント・プアはNHKで2014年4月から9回にわたり放送されたドラマで、東京下町の社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが、町の中の様々な福祉的な課題に出会い解決に向けて奔走する姿を描いている。大阪府豊中市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの勝部麗子氏が監修している。

² 支援機構のサイト（<http://www.tochigi-yso.org>）より。（2017年10月1日確認）

模擬ケース会議の進め方としては、6人から7人の学生のグループを作り、一つのグループに一つずつ、栃木県の『スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック』に掲載されている事例を割り当て、その中の登場人物を選んで模擬的にケース会議を行うというロールプレイを通じて、スクールソーシャルワーカーが介入しての援助場面を体験してもらった。テーマとしては「引きこもった小学生への支援」「衝動的な行動を抑えられない中学生への支援」「登校を渋る外国籍中学生への支援」「自傷行為を繰り返す高校生への支援」を取り上げた。

ロールプレイを進めていく上で、問題となったのが、知識不足、とくに学校以外の専門機関や専門職に関する知識不足であった。例えば、会議出席者として福祉部局と書いてあるが、それは具体的にはどの部署が考えられるのか、警察と書いてあるが、それはどういう人がどのような立場に係るのかということとはといったことまで事例集には書かれていなかったため、学生が担当の関係機関を調べて各自準備することとした。またガイドブックには校内の教員の役割については詳しく書かれていたのだが、教員養成課程の学生にとってはまだその役割による関わり方の違いが理解できていないところがあり、スクールソーシャルワークだけでなく、学校運営の役割分担についても学ぶ機会となった。学校であれ、その他の支援機関であれ、前提となる知識が足らず、見当違いの内容での模擬会議を進めることになったグループもあり、子どもに関わる多職種、他領域の専門職や支援機関と校内教員とや学校との連携を考える機会となった。

受講生の感想からは「ロールプレイの準備をするにあたって、児童生徒が抱える問題を解決する際、スクールソーシャルワーカーを核にどんな役職の人物が関わっているのかを知ることができた。さらに、その役職について仕事内容やなどについて詳しく調べるよい機会になった」「スクールソーシャルワーカーの役割を学んだ際に、その活動が多岐にわたることに驚いた。学校現場だけでなく、地域や社会との関りも必要になってくる。本来、子供を取り巻く環境とその間に生じる問題の解決を学校ができれば理想だろう。しかしそこまで対応できないのが現状である。そこでスクールソーシャルワーカーが協働することで問題解決がスムーズになる。また、学校と地域の社会資源をスクールソーシャルワーカーが

ある意味パイプ役となることで、支援体制がより強固なものになる。この形がより定着していけば、学校現場の質が上がると思う。」「自分の役職がどのような立場で、事例に向き合うにあたって何をしなくてはならないのかなどを考えたため、スクールソーシャルに関わる役職についての理解は深まったと思う。その中で、その人にしかできないこと、現状でその人に求められていることが何なのかを見つけるのが難しかった。それが、実際の事例の中では大事になってくるのだと思う。」(下線はいずれも筆者)などスクールソーシャルワーカーの職務と多職種連携について理解が深まった様子がわかった。

4. 学校の福祉的機能を回復するために

鈴木(2014, 9-10)は「学校の福祉的機能」として「①学校教育の基盤として、子どもの修学条件や教育環境条件を整備すること、②学校や教師の教育活動のすべての過程において、子どものみならず教師や保護者の権利を保障すること、③子どもを福祉の対象であるだけでなく、福祉を権利として要求し行使する主体として育てていくこと」の三点にまとめている。今、問題の多様化や教員の多忙化などのために、十分にこの学校の福祉的機能が果たされていないからこそ、スクールソーシャルワークが必要とされていると考えられる。生徒指導提要にもスクールソーシャルワーカー活用にあたっては「教職員にスクールソーシャルワーク的な視点や手法を獲得させ、それらを学校現場に定着させることも同様に重要なこと」(p.129)と書かれている。スクールソーシャルワークを単に第三者的に活用するのではなく、スクールソーシャルワークに係ることにより、学校の福祉的な機能を高めていくことも視野に入れる必要がある。

そのためには、今回の授業の試みのように、教員養成課程の学生が、教育現場に出る前に、ソーシャルワーク的なものの見方や問題の見立てができる力をつけていくことは有効であると考えられる。教員とスクールソーシャルワーカーの共通の目標は子どもの権利を守り、子どもをエンパワーすることである。そのために協働して何ができるかを考えていくべきである。今回は教科書に『よくわかるスクールソーシャルワーク[第二版]』を使用した。現在、手に入るスクールソーシャルワークに関連する書籍のほとんどがソーシャルワークの基礎が身につく

いる学生等がその基礎の上にスクールソーシャルワークを学ぶための教科書となっており、協働する相手である教員養成課程の学生がそのまま使うには難しいところがあった。筆者が社会福祉士資格を持っており、前職では社会福祉士養成の実習助手をしていたことからその違いについて咀嚼しながら授業で扱うようにした。学生が教員になってから研修の一環でスクールソーシャルワークに触れる機会はあると考えられるが、教員志望の学生向けのスクールソーシャルワーク理解のためのテキストも必要となってくるだろう。

今回の授業で行った模擬ケース会議は学生がスクールソーシャルワークや多職種連携を理解するには効果的であった。しかし、荊木（2015）は養護教諭、担任、管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを会員とする模擬ケース会議の実施が学生の専門性・ケース会議の機能理解には一定の効果があるが、各専門性の理解は元々持つ知識や専門性理解に影響を受けると指摘している。模擬ケース会議はスクールソーシャルワーカーの職務と多職種連携に一定の効果を持つが、事前の準備を怠ると、学生が既に持つ素朴な理解が必ずしも的確ではない内容であっても模擬ケース会議によって強化されてしまうといった逆の効果を持つことが考えられる。模擬ケース会議を採用するにあたっては教育以外の専門職への理解が得られるよう全体の授業の内容を十分に吟味する必要があると考えられる。

今後はこのような課題を検討しながら、多職種連携を視野に入れた、教員養成課程におけるスクールソーシャルワークに関する授業を展開していきたいと考える。

参考文献

荊木まき子・森田英嗣・鈴木薫（2015）「多職種連携教育における「模擬ケース会議」の可能性：教員養成課程における可能性」大阪教育大学紀要第4部門第64巻第1号、231-252

鈴木庸裕編（2015）『スクール・ソーシャルワーカーの学校理解－子ども福祉の発展を目指して－』ミネルヴァ書房

鈴木庸裕・佐々木千里・高良麻編（2014）『教師のためのワークブック：子どもが笑顔になるスクール

ソーシャルワーク』かもがわ出版

栃木県教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室（2017）『スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック－平成28年度 児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ』

文部科学省（2010）『生徒指導提要』

門田光司（2002）『学校ソーシャルワーク入門』中央法規

門田光司（2010）「学校ソーシャルワークの支援方法を知る」門田・鈴木編『ハンドブック学校ソーシャルワーク演習－実践のための手引』ミネルヴァ書房、18-53

門田光司・富島喜揮・山下英三郎・山野則子編（2012）『スクール[学校]ソーシャルワーク論』中央法規

山野則子・野田正人・半羽利美佳編（2016）『よくわかるスクールソーシャルワーク[第2版]』ミネルヴァ書房

平成29年10月31日 受理

Lecture on “School Social Work” in teacher training course

Mayumi HASEGAWA*

* School of Education, Utsunomiya University